

# 一般財団法人鹿児島県消防協会定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般財団法人鹿児島県消防協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を鹿児島県始良市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、消防団員及び消防職員（以下、「消防団員等」という。）の福利厚生、知識、技術の向上に資するとともに、県民の消防思想の普及を図ることにより災害を防止し、県民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 消防団員等の福利厚生に関すること。
- (2) 殉職した消防団員等及びその遺族に対する弔慰救済に関すること。
- (3) 消防団、消防団員等及び消防功労者の表彰に関すること。
- (4) 消防団員等の知識及び技術の普及・向上に関すること。
- (5) 大災害地に対する見舞い及び救済のあっせんに関すること。
- (6) 消防関係団体との連絡調整及び事業協力に関すること。
- (7) 防火・防災思想の普及に関すること。
- (8) 防火・防災に関する施設の管理運営及びその企画に関すること。
- (9) 地方公共団体若しくは地方公共団体と共催しておこなう防火・防災に関する講習会、行事等の実施に関すること。
- (10) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 資産から生じる収入
  - (3) 市町村分担金
  - (4) 寄付金品及び拋出金
  - (5) 事業に伴う収入
  - (6) その他の収入
- 2 市町村分担金の市町村ごとの分担割合は、理事会の議決を経てこれを定める。
  - 3 市町村は、毎年9月30日までに、その年度の市町村分担金を納入するものとする。

(基本財産)

第6条 基本財産は、理事会において一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第172条第2項に規定するこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして定めた財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入・支出することができる。
- 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得なければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第10条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、総理事の議決権の3分の2以上の議決を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を得なければならない。

#### 第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員10名以上14名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 会長は、会員によって構成される各支部、消防長会、市長会、町村会から推薦された評議員候補者を参考にして、評議員会に提案する。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は無報酬とする。ただし、特別な業務を執行した評議員にはその対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬の額は、評議員会において別に定める規程による。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (3) 定款の変更
- (4) 残余財産の処分
- (5) 基本財産の処分又は除外の承認
- (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 2 1 条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、会議に出席した評議員のうちから選出された議長及び議事録署名人 2 名がこれに署名又は記名押印しなければならない。

## 第 6 章 役員及び事務局

(役員を設置)

第 21 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10 名以上 15 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 前項の選任に当たり、評議員会は各支部、消防長会、市長会、町村会及び県より候補者名簿を提出させることができる。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議に

よって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、特別な業務を執行した理事及び監事にはその対価として報酬を支給することができる。

2 理事及び監事の報酬の額は、評議員会において別に定める規程による。

(総裁及び参与)

第 28 条 この法人に任意の機関として総裁 1 名及び参与 1 名を置くことができる。

- 2 総裁は、鹿児島県知事の職にある者とし、第 4 条第 1 項第 3 号の表彰の授与など必要に応じてその職務を行う。
- 3 参与は、鹿児島県消防学校長の職にある者とし、会長の要請により評議員会及び理事会に出席して、意見を述べることができる。
- 4 総裁及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

(事務局)

第 29 条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局職員は会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員の選任は理事会の承認を得なければならない。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

## 第 7 章 会 員

(会 員)

第 30 条 この法人の目的を達成し、第 4 条の事業を行うため、この法人に次に掲げる者を会員とする。

- (1) この法人の目的に賛同し、事業に協力する鹿児島県内の消防団員等
- (2) 事業の経費を負担する鹿児島県内の市町村、一部事務組合及び消防関係機関

- 2 前項の会員のほか、この法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする個人又は団体を会員とすることができる。
- 3 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 理事会

### (構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

### (招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。



## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第37条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

### (解散)

第38条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能、その他法令で定められた事由によって解散する。

### (残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 公告の方法

### (公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第11章 補則

### (支部等との連携協力)

第41条 別表1の区域にある各支部をこの法人の連携協力機関とする。

2 この法人は、第3条に規定する目的を達成するため、前項の各支部、市町村及び消防団等に第4条に規定する事業の協力を依頼するとともに、事業の円滑な運営のために連携するものとする。

3 前項の規定による協力及び連携に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財

団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の最初の会長は豊永義夫とし、最初の副会長は岡田正治、福井清信及び戸島啓文とする。

4 この法人の最初の監事は、平井勝也及び前田住男とする。

5 この法人の最初の理事は、次に掲げる者とする。

豊永義夫、久保公孝、東馬場 伸、岡田正治、薬師寺正司、諏訪義則、中越 勇、戸島啓文、西菌孝行、福井清信、安田和廣、新地茂樹、朝山 毅、平安正盛

6 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

安永 瞳、下吹越 誠、本門芳太郎、田代幸次、末吉義人、新留秀雄、福永 健、松木健二、川畑安正、本村 修、野本勝彦、谷口強美、前田終止、梶原弘徳

△ 別表 1 (支 部)

支 部	区 域
鹿児島支部	鹿児島市，鹿児島郡
指宿支部	指宿市
川辺支部	枕崎市，南さつま市，南九州市
日置支部	日置市，いちき串木野市
薩摩支部	薩摩川内市，薩摩郡
出水支部	阿久根市，出水市，出水郡
始良・伊佐支部	霧島市，始良市，伊佐市，始良郡
曾於支部	曾於市，志布志市，曾於郡
肝属支部	鹿屋市，垂水市，肝属郡
熊毛支部	西之表市，熊毛郡
大島支部	奄美市，大島郡